

令和 7 年 度

桜井市財政健全化及び
経営健全化に係る審査意見書

桜井市監査委員

桜 監 第 41 号
令和 8 年 8 月 13 日

桜井市長
松 井 正 剛 様

桜井市監査委員 今 西 秀 仁
同 工 藤 敏太郎

令和 7 年度決算に基づく桜井市財政健全化
及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 7 年度決算に基づく桜井市の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

目 次

1. 令和7年度 財政健全化審査意見……………	財健 1
(法第3条第1項関係)	
2. 令和7年度 経営健全化審査意見……………	財健 3
(法第22条第1項関係)	
む す び……………	財健 4

(法第3条第1項関係)

令和7年度 財政健全化審査意見

第1. 審査の概要

財政健全化審査については、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2. 審査実施日

令和8年7月29日

第3. 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

1. 健全化判断比率

(単位：％)

健全化判断比率	令和7年度	令和6年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	12.87
② 連結実質赤字比率	—	—	17.87
③ 実質公債費比率	5.9	6.3	25.0
④ 将来負担比率	48.7	59.6	350.0

2. 算定方法の概要

① 実質赤字比率

○一般会計等(普通会計相当)を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

② 連結実質赤字比率

○全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

③ 実質公債費比率

○一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ &(\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 \\ &(\text{3ヵ年平均}) \end{aligned}$$

④ 将来負担比率

○一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{\begin{aligned} &\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る} \\ &\text{基準財政需要額算入見込額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 \end{aligned}$$

(法第 22 条第 1 項関係)

令和 7 年度 経営健全化審査意見

第 1. 審査の概要

経営健全化審査については、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 2. 審査実施日

令和 8 年 7 月 29 日

第 3. 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

1. 資金不足比率

(単位：%)

会 計 の 名 称	令和 7 年度	令和 6 年度	経営健全化基準
桜井市下水道事業会計 (法適用企業)	—	—	20.0

2. 算定方法の概要

資金不足比率

○資金不足額（実質赤字に相当する額）の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

む す び

令和 7 年度決算における財政健全化審査の結果について、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計等が黒字のため算定されず、実質公債費比率は 0.4 ポイント、将来負担比率は 10.9 ポイント、それぞれ前年度から改善していた。

実質公債費比率及び将来負担比率ともに、国が定める早期健全化基準を大きく下回る結果であったが、今後も、人件費や扶助費等の義務的経費に加え、まちづくりや施設整備等に伴う投資的経費の増大が見込まれていることから、行財政改革アクションプランの着実な推進と中長期的な財政見通しに基づいた、計画的かつ持続可能な行財政運営を図られたい。

また、経営健全化審査の結果について、下水道事業会計において資金不足額が発生していないことから資金不足比率は算定されなかったが、下水道事業会計は一般会計からの繰入に依存する厳しい財政状況にあるため、引き続き、経営基盤の安定化に努めていただきたい。

